

産業雇用安定助成金のご案内

産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、『在籍型出向』により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。**

助成金の詳細につきましては「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください
(ガイドブックはこちら)

対象

- ◆ 雇用調整を目的とする出向が対象
- ◆ 【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】
独立性が認められないグループ企業や子会社間などの在籍型出向も一定の要件を満たせば助成対象
- ◆ 出向元・出向先ともに雇用保険の適用事業所であること
(その他要件がございます。詳細は助成金センターまでお問い合わせください)



前提

雇用の維持を目的とする助成のため
出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です

対象事業主

- 出向元事業主** 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主
- 出向先事業主** 当該労働者を受け入れる事業主

助成率 助成額

① 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

② 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

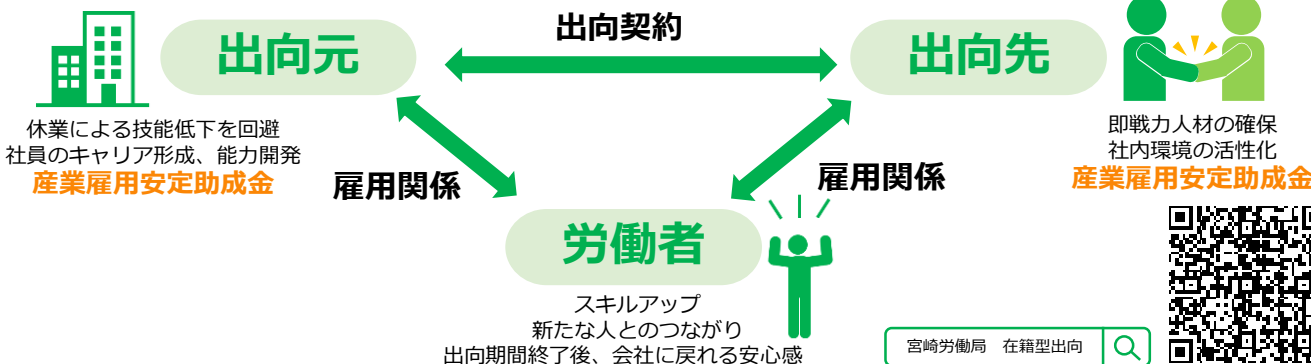
| ① 出向運営経費 | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----------------------|-----------------|--------|
| 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 | 4/5 | 2/3 |
| 独立性が認められない事業主間での出向 | 2/3 | 1/2 |
| 上限額 (出向元・出向先の計) | 12,000円/1人1日当たり | |

| ② 出向初期経費 | 出向元事業主 | 出向先事業主 |
|----------|-----------------|--------|
| 助成額(※1) | 各10万円/1人当たり(定額) | |
| 加算額(※2) | 各5万円/1人当たり(定額) | |

※1 独立性が認められない事業主間での出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**
※2 一定の要件を満たした場合加算があります

在籍型出向の仕組み

『在籍型出向』とは出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。



出向の事例



訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

出向期間 5か月
出向労働者 2名

精密部品
運送会社

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。



インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していないため、雇用過剰となっている。旅行需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。

出向期間 12か月
出向労働者 1名

保育所

保育所での給食の調理補助者が育児休業を取得することになったので、1年間限定で勤務してくれる方を探している。

助成金受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**
労働組合などの**協定**
出向予定者の**同意**

出向計画届提出
要件の確認

出向の実施

支給申請

助成金受給

出向元と出向先との間で、出向期間・出向中の労働者の処遇・出向労働者の賃金額・出向元／出向先の賃金などの負担割合などを取り決める

出向元と出向先が出向計画届を作成し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに
出向元が宮崎労働局 助成金センターに提出

1ヶ月以上6ヶ月以下の単位で設定した期間ごとに
出向元と出向先が支給申請書を作成し
出向元が宮崎労働局 助成金センターに提出

支給申請書に基づき、出向元／出向先それぞれに助成金を支給

出向マッチング支援

産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

公益財団法人 **産業雇用安定センター** 宮崎事務所

〒880-0812 宮崎県宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル3階

電話：0985-38-7210



産業雇用安定センター 在籍型出向

助成金の相談先

産業雇用安定助成金の要件や申請に関するご相談は、宮崎労働局 助成金センターまでお願いいたします。

宮崎労働局 助成金センター

〒880-2105 宮崎県宮崎市大塚台西1-1-39

電話：0985-62-3125

受付時間 平日8:30～17:15

『産業雇用安定助成金ガイドブック』から
詳細をご確認いただけます



宮崎労働局 産業雇用安定助成金

産業雇用安定助成金ご相談 事前予約申込書

新型コロナ感染症対策のため、助成金センターにお越しの際は電話でのご予約、または、下記申込書にご記入の上FAXでご連絡をお願いいたします。お申込書確認後に担当から連絡いたします。

| | | | |
|------|--|-------|--|
| フリガナ | | フリガナ | |
| 事業所名 | | ご担当者名 | |
| 電話番号 | | 業種 | |

FAX

0985
62
3664

ご提出いただいた情報は宮崎労働局・産業雇用安定センターの出向等の支援以外に使用することはありません